

2009/01/30
第6号

岡山パブリック 法律事務所

ニュース・レター

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

「年越し派遣村」に参加して

なかお しげゆき
弁護士 中尾 繁行

昨年大晦日から今年1月5日にかけて、職を失って住む家もなく年を越さざるを得ない人たちを支援する「年越し派遣村」と題するボランティア活動に参加しました。

司法修習生をしている時から、日本国内の格差・貧困の根っこには「働き方の問題」があるのではないかと感じており、働き方の問題について実際に悩んでいる人のお話を伺いたいと思っていました。

しかし、何の“つて”もないので、結局非正規労働問題について岩波新書を書かれておられる弁護士の事務所に、いきなり電話をして相談したところ、快く、その先生を通じて「年越し派遣村というものを企画しており、大晦日の朝10時に日比谷公園集合だけど、参加してみませんか」との紹介を受け、派遣村に参加することになりました。

こうして、昨年大晦日の朝10時に「派遣村」に行ったのですが、その時点で、すでに100人程度のボランティアの方が集まっていたと思います。

しかし、直前に「派遣村」のことがあまり報道されていないこともあり、この時点では、困窮した人達はそれほど多くは集まっていませんでした。そこで、ボランティア有志が宣伝をすることになり、有志数十名が何班かに分かれて、渋谷や新宿の若者が集まりそうなネットカフェで派遣村のピラを配布することになりました。私は、夕刻まで、他のボランティアの方5、6人と渋谷と高田馬場をまわりました。

年が明けて元旦の朝からは炊き出しの手伝いをしました。男4人で、日比谷公園の水道で、炊き出しの雑煮などに使用した大きな鍋や鶏肉や餅の入っていた大きなバットなどを洗いました。

印象に残ったのは、他の男性ボランティア達も、それぞれに困難を抱えている人だったということです。ある人は「請負業であるが仕事がない」といい、ある人は「工場を経営しているが破綻に瀕している」といい、ある人は「自分自身、派遣切りにあった日雇い派遣の労働者だ」とおっしゃっていました。

元旦のお昼からは、生活保護などの相談に、相談員として加わりました。1月4日まで相談員のボランティアを行い、生活保護申請書作成の補助などをしました。そして、1月5日に、千代田区役所へ生活保護申請を集団で行うお手伝いをしました。

若青年相談者の話を聞いて気付いたのは、多くが帰るべき実家に恵まれない20代から40代の非正規労働者や零細事業者であるということです。ご家族の状況を伺うと「両親は死んでいません」とか、「母とずっと二人で生活していたが、母は死んでしまった」などの答えが返ってきました。

実家に帰ることができる人は、実家に帰るので、これは当然のことかもしれません。しかし、だとすれば、派遣切りなどで解雇された非正規労働者の相当部分が実家に避難しているため顕在化していないと言えます。

これは、大きな潜在的危険を示しています。なぜならば、現段階では家計部門がクッションの役割を果たしていますが、このまま世代交代が進めば、これが期待できないからです。

不安定な働き方を強いられている人達が親世代になった時に何が起きるのでしょうか。子供に十分な教育を施すことができる人はほとんどいないでしょう。そうすると、子供達も同じ生き方を強いられる可能性が高いでしょう。また、子供世代が困窮した場合、子供世代には帰るべき安定した実家がありません。

こうして、貧困が再生産され、家庭が破壊されて、ひいて生身の人間が破壊されていくのではないのでしょうか。この悪循環は絶対に断ち切り、生身の人間を護る必要があるのではないのでしょうか。そのための知恵が求められていると思います。

最後に、私が派遣村で聞いた“印象に残った言葉(要旨)”を記します。

派遣村村長湯浅氏

「年末年始生き抜くぞ！」

元連合会長笹森氏

「これまで、連合や全労連、全労協と一緒に活動することなどなかった。しかし、この惨状を目の前にして、我々はもうそんなことは言ってもらえない。」

全労協某氏

「みんな、愛情で集まってきている。」

ボランティアの一人

「工場を経営しているが破綻に瀕している。でも、一緒にやってきた従業員は家族だからクビにできない。悶々としてもしょうがないから、ボランティアに来た。」

(筆者)「差し出がましいですが、従業員ごと引き取ってくれるところはないのでしょうか？」

「そんなとこ、あるわけないでしょう。」

ボランティアの一人

「自分も製造業派遣だったが12月で切られた。派遣村に泊まっているが、自分も何か役に立とうと思ってボランティアをしている。」

相談者の一人

(筆者)「就職活動はされておられますか？」

「住所がないと、まともな職で就職活動できる訳がないんですよ。」

～ 新任の弁護士4名をご紹介 ～

このたび新しく4名の弁護士が当事務所に仲間入りしました。
どうぞよろしくお願いいたします！

みずうち まきこ
弁護士 水内 麻起子

初めまして。平成20年12月22日付で、岡山パブリック法律事務所にて執務を開始いたしました。司法修習第58期の水内麻起子と申します。弁護士登録後、東京の事務所にて勤務して参りましたが、法律的な援助を受けることが困難な方たちのために仕事をさせていただきたいという思いが強くなりました。そこで、司法修習でお世話になった懐かしい岡山の地の、公設事務所でぜひ勤務をしたいと思ひ立ち、今回岡山パブリック法律事務所に移籍いたしました。

岡山パブリック法律事務所に移籍して、1月あまりが経ちましたが、すでに今までに経験したことのない、多くの事件に遭遇し、毎日がとても充実しており、一日があっという間に過ぎていっております。司法修習のときにお世話になった諸先生方をはじめとする様々な方たちとも再会でき、本当にうれしいです。

岡山パブリック法律事務所は「市民の法的駆け込み寺」になることを目指しており、私も微力ながらこれまでの経験を生かしながら、その目標に向かって今後努力して参りたいと存じます。

また、私は東京の弁護士会で、外国人の権利についての委員会活動に従事しており、外国人法律相談担当として外国人の方の相談を担当させていただきました。岡山パブリック法律事務所でも、すでに外国人の方の相談を担当させていただいております。異国の地で法律的な問題に直面することは本当に大変なことです。そのような問題を抱えた外国人の方たちの相談も、他の相談同様に、今後も親身な相談を目指しつつ、担当させていただきたいと思っております。

至らない点も多いとは存じますが、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



水内麻起子弁護士



小堺義弘弁護士

こざかい よしひろ
弁護士 小堺 義弘

はじめまして、新61期の小堺義弘です。平成21年1月5日より、岡山パブリック法律事務所で執務をさせていただいております。

私は、東京出身で、東北大学を卒業後、早稲田大学大学院法務研究科(ロースクール)を修了し、司法試験合格を経て、青森で司法修習をしていました。そういうわけで、岡山には全く縁がない生活をしていました。

私が岡山パブリックに興味を抱いたのは、ロースクールを修了し、司法試験の結果を待っていた頃、知人から「岡山におもしろい法律事務所があるから、一緒に見学にいかないか。」と誘われ、2泊3日で事務所見学をしたことがきっかけです。「市民の駆け込み寺」という理念に向けて、仕事に邁進する弁護士や事務員の姿は活気があり、事務所全体にとってもいい雰囲気を出していたのを強く覚えています。「このような環境で弁護士としてのスタートを切れる人は、うらやましい」と思いました。

「こざかい」ではなく
「こざかい」です！

正に今、自分があこがれた事務所でのスタートを切れたことは、望外の幸せです。恵まれた環境に甘えないよう、身を引き締めて努力しなければならないと思っています。

また、少しゆとりができたなら、中四国地方の豊かな自然や食事を楽しみながら、生活していきたいとも思っています。

少しでも早く、皆様のお役に立てるよう努力して参ります。未熟者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



中尾繁行弁護士

なかお しげゆき
弁護士 中尾 繁行

この度、岡山パブリック法律事務所に弁護士として勤務することになりました、中尾繁行と申します。

私は、1969年1月生まれの39歳です(平成21年1月1日現在)。大学を卒業後10余年に渡り会社員をしておりましたが、学生時代に夢だった、社会的に弱い立場にある人の助けとなる仕事がどうしてもあきらめ切れず、2004年3月末で会社を辞し、早稲田大学ロースクール(未修コース)に入学し、この道を目指すこととなりました。

幸運にも初めての司法試験で合格し、1年間の修習の後、岡山パブリック法律事務所にご縁をいただいて、この程、岡山弁護士会に登録させていただいた次第です。

あまた弁護士像がある中で、いわゆるピープルズロイヤーを志しておりますが、特に、労働問題、消費者問題に取り組んでいきたいと考えております。

その意味で、岡山パブリック法律事務所にご縁を頂戴したことは、大変な幸運に恵まれたと感謝しております。また、微力ではございますが、岡山弁護士会の会務にも積極的に参加させていただきたいと存じますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

趣味は「山歩き」です。登山というほどの本格的なものではなく、自然を楽しみながら、ぶらぶらと、夏山、秋山を登ってストレスを解消しております。会社員時代に始め、会社や学生時代の友人を引っ張りだしたり、一人で行ったりと、この10年あまり回数を重ねて参りました。少年時代を富山県で過ごしたため、特に、北アルプスが好きて、よく登っております。山歩きの後の温泉も必ずセットにしております。中国地方には大山がありますので、今から楽しみです。

今後は、初心忘れることなく精進する所存です。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

また、社会人経験者として皆様に情報提供できる場面もあろうかと存じますので、お気軽にお声がけいただければ幸いです。

みぞて
弁護士 溝手 はるか

本年1月より、当事務所で弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました、溝手はるかと申します。

中学の夏休みに偶然手にした「勝利の朝」という漫画。これは少年の冤罪事件である綾瀬母子殺し事件を基にしたものですが、ここに登場する、信頼され、人間的な魅力のある弁護士に憧



溝手はるか弁護士

れ、「こんな弁護士になりたい」、「たった一人でもいい。少年の道しるべになりたい」と、単純かつ少々おこがましくもある変わらぬ思いで、中学以来15年近く走り続け、その上、岡山での子どもシェルターの立ち上げの話を耳にし、生まれ育った尼崎の街を飛び出し電車に揺られて岡山まで参りました。

修習生の気分が抜けない中、岡山へ向かう車内で、ふと、大きな節目として「おめでとう」と祝ってもらうのはこれが最後ということに気付き、弁護士になったということを自覚し、これまで支えて下さった方々への感謝とともに、今後の責任の重さを痛感しておりました。そこへ、岡山へ到着するなり「先生」との呼びかけ。正直、心地悪さを感じつつ、さらに責任というものを自覚した次第です。

ところで、平成20年を表す漢字は「変」でありましたが、世の中、変われるもの変わらないもの、変わっていいもの悪いもの様々あります。私は弁護士という肩書きを手にし、責任ある立場を自覚したという点で変わりましたが、それを除けば、当然のことながら、私自身、昨日と今日で急に変わるものでもなければ、変われるものでもありません。弁護士の肩書きは、少々ハードルをあげてしまうものですが、弁護士である前に「おばちゃん、家の鍵開いてへんねん。家入れて」という世界で育った人間です。いつまでも、誰にとっても、気軽に相談していただける変わらぬ存在でありたいと思います。

他方で、浅学の身。皆様方から貪欲にいろいろなことを吸収させていただき、危なっかしい新米弁護士から、安心感があり、当初の志通りの他人から信頼される弁護士へと変わっていく所存です。

まだまだ人間としても未熟な部分も多い私です。御指導御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

～ ご当地便り～

当事務所に所属していた山崎直樹弁護士と河端武史弁護士から、近況報告が届きました。山崎弁護士は昨年9月に法テラス島根法律事務所へ、河端弁護士は同年10月に須崎ひまわり基金法律事務所へそれぞれ赴き、新しいスタートを切っています。



山崎直樹弁護士
(法テラス島根法律事務所にて)

やまざき なおき 弁護士 山崎 直樹

1 はじめに

昨年9月、岡山パブリック法律事務所での1年間の養成期間を経て、法テラス島根法律事務所に赴任いたしました弁護士の山崎直樹です。

島根に赴任した後、4か月ほど経ちました現時点においての、簡単な近況報告をさせていただきます。

法テラス島根法律事務所は、松江市内に位置し、島根県内(主に島根市以東)の扶助・国選・その他の法テラス受託業務を執り行っていますが、この4か月間で、私が多く取り扱ってきた業務は、法律相談業務、債務整理事件の受任、刑事国選事件の受任となっておりますので、それぞれご紹介いたします。

2 法律相談業務について

法律相談については、すでにのべ100件以上の相談を受けております。

事件の割合としては、おおまかにですが、多重債務が4割、家事事件が3割、一般民事事件(貸金の取り立てに関する相談が多いです。)が2割、その他が1割程度となっております。

相談料無料の扶助相談に関しては、多重債務事件が少なく、他方では、未だ争いにはなっていない事件で今後の見通しを相談するなど予防法務的な相談も多く、島根県民の県民性がよく表れているのかな、という感想を持っています。多重債務事件については、眠っているものについて、さらなる掘り起こしが必要となるとも感じています。

地域的な特徴としては、松江市内からの相談は人口割合から考えると比較的少なく、周辺の安来市・雲南市・出雲市北部(旧平田市)・斐川町・東出雲町等からの相談が比較的多いという感想を持っています。また、同じ多重債務相談でも、これら周辺地域からの相談は、比較的深刻な内容のものが多くなっています。

改めて分析するまでもありませんが、これらの地域には、松江市内や出雲市中心部と比べて、弁護士がほとんどいないことから、これまで放置されてきた法的紛争が、まだまだたまっており、かつますます深刻化しているという感想を持たざるを得ません。

また、ごく少数ではありますが、さらなる弁護士過疎地域である島根県西部(浜田市・益田市等)からの相談もありますが、その相談は、深刻なDV・ヤミ金まがい金融による暴力的な取立てなどといった、法治国家日本において到底許容されるべきではないようなとんでもないものがほとんどです。

司法過疎地域における弁護士の活動の必要性・重要性について、改めて認識させられるとともに、その責任を痛感する毎日です。

私の相談数としては、平均して週6枠程度の相談時間を取っています。その他、法テラス全体では、平均週12枠程度の相談申込みを受け付けている(緊急性の認められる案件は別枠とします。)ようですが、一週間くらい前になると相談枠がすべて埋まってしまうような状況です。私が赴任した当初は、数週間待ちも珍しくないような状況でした。

無料法律相談に対する、市民の高いニーズを感じる結果となっております。

3 債務整理事件について

債務整理事件については、すでに20件程度を受任しており、さらに受任数は増加していく見込みです。

島根県は、公共事業依存率が全国屈指ということもあり、昨今の経済事情や公共事業削減により大きな影響を受けざるを得ない環境にあります。

特に、経済的基盤が基本的に弱い周辺地域においては、深刻な失業問題と多重債務問題が複雑に絡み合い、かなり症状が深刻化してから弁護士のところに相談される方も多く見かけます。

また、出雲市周辺地域においては、「家名」というものを非常に大切にしている独特の感覚があり、どれだけ債務があろうがなかなか弁護士に相談しない方や相談しても自己破産だけは強硬に拒絶される方が多く、苦勞の多い毎日となっております。

4 刑事国選事件について

刑事国選事件については、現在では、常時5、6件程度受任している状態となっておりますが、ご承知のように今年5月からの被疑者国選拡大により、受任件数が増加することが容易に見込めるため、その準備をしなければならないと考えているところです。

事件の内容としては、これも島根県の県民性ゆえか、重大事件は少なく、追起訴もほとんどないような簡単な自白事件が中心となっております。

もっとも、このような簡単な自白事件において、いかにして被告人の主張を拾い上げ、裁判所に伝えていくことにより、被告人の不満を和らげ、ひいては再犯防止につなげていくかという点は、弁護人の活動として、個人的に非常にやりがいを感じているところです。

5 まとめ

かつて司法過疎地の代名詞でもあった島根県においても、確実に弁護士数は増加しており、そのような司法過疎の時代はすでに過去のものになったという考え方もあるかもしれません。

しかし他方、無料の法テラス扶助相談、昨今の経済状況を反映した債務整理事件、被疑者国選拡大を控えた刑事国選事件等に対する、社会的ニーズは、島根県においても非常に高いものがあったと、この短い4か月足らずにおける少ない経験からでも感じざるを得ません。

このような社会的ニーズを的確にとらえ、それにしっかりと応えていくことが、社会全体の法テラスに対する信頼、ひいては弁護士・司法制度全般に対する信頼につながっていくものという確信を、この4か月間でさらに強めていきました。

この点について、私個人の力がどの程度まで及ぶのかについては、全く自信の持てないところではありますが、このような私の近況が皆様に伝わることにより、法テラス及び岡山パブリック法律事務所に対する皆様のさらなるご支援をたまわることにつながれば、これに勝る幸いはないものと考えます。

以上

かわばた たけし 弁護士 河端 武史

河端弁護士からは昨年末
(2008年12月末)にメールで届きました。

ご無沙汰しております。河端です。須崎ひまわり基金法律事務所の所長として須崎市に赴任してから早くも2ヶ月が経過しました。仕事の方はぼちぼちといったところで、既に法テラスが2年前からあり、しかも本年9月から弁護士2名体制になっているからか、月の相談件数は10件程度に止まっています。相談内容はやはりクレサラ事件が6割程度と多数を占めていますが、過払いの減少傾向は当地も同じで、ひまわりの開業当初としては極めて深刻な経営を強いられております。刑事模擬裁判に参加したり、忘年会などの会合に出席したり、国選刑事事件の接見に行くついでに各地を回ったりで、だんだんと高知の生活に馴染んできたところではありますが、事務所の経営状態が経営状態だけに、100年に一度といわれる金融危機恐慌に見舞われる世界と同じくらい不透明感の強い年末となっております。なお、年明けからは法テラスと共同で須崎支部管内の市町村に挨拶回りに出向くなど新規開拓に力を入れる予定ですので、ひまわり初の破綻とならないように頑張っていく所存ですが、もし高知県の事件があった場合は是非とも当事務所のご紹介をお願いいたします。

ちなみに、南国といわれる高知県ですが、海際まで山なので、基本的にほとんどの街が盆地型の気候でして、冬の寒さは厳しく、全域で雪が降ります。また、基本的に山ですから、街と街の間はほぼ必ず峠があります。峠を越えないと隣の町に行けません。岡山から鳥取に行く途中の人形峠並の峠がそこら中にあると考えてください。赴任した須崎は高知市まで高速道路がつながっていますから、まだマシですが、他は山越えです。四万十市・宿毛市・土佐清水市の方は、基本的に中村ひまわり基金法律事務所の領域なのですが、中村ひまわりの大森先生も忙しいので、須崎の弁護士が事件を引き受けることもたまにありまして、そちらの方にももう多数回行っているのですが、海はあっても山の向こうなのであまり見えません。ほとんど山です。峠を4つも5つも乗り越えていきますので、自動車でも2、3時間はかかります。まともな特急は2時間に1本しかないので、列車はまず仕事には使えません。そういう意味では地理的に本当に大変な場所だなあと思いますし、ひまわりや法テラスが各地にあるのもうなづけます。頑張って高速道路を延伸していますが、世論が世論だ

けに私の任期中には完成しないようです。私は高知県に来て高速道路建設積極的賛成派に転向しました。道路は必要です。

また、高知県は県民所得などの経済指標でいつも沖縄と最下位を争っている県だけに、いたるところで経済力のなさが感じられます。高校生の半分は県外に就職します。県内から通える大学は高知大学ぐらいしか無く、大学生が就職できる適当な職場は役所程度しかないため、進学する高校生も大部分が県外に出て行ってしまい、帰ってきません。依頼者の家族構成などを見ても、子供は全員県外というのは結構あります。高知市中心部からはダイエーも西武百貨店も撤退し、大丸しか残っていませんが、撤退した後を埋めるような企業はなく、高知市唯一の中心商店街(帯屋町商店街)はいつも人通りがありません。高知市以外の町となると状況はさらに深刻で、どこに行ってもシャッターの降りている空き店舗しかありません。繁盛しているのはパチンコ屋と郊外型の大規模小売店(イオンSCと電気店とホームセンター)と開業医(お年寄りが多いので)ぐらいのものです。自治体の財政状態も非常に悪く、須崎市はゴミ収集が有料で、住民票の取得に450円もかかります。テレビ局は民放が3局しかなく、テレビ朝日系列は映りません。光ファイバーも高知市とその周辺の一部しか通っていません。娯楽施設はそれこそパチンコ屋とレンタルビデオ店ぐらいで、山ばかりで土地もないのでマンションや分譲地など住めるところも限られています。

就職先がない、住む場所も少ない、娯楽施設もない、生活コストは高い、インフラも整っていない、となりますので、若い人は出て行き、お年寄りや障害のある方など弱者がだんだんと取り残されていくという形で、なかなか厳しいところです。そういえば、高知新聞の折り込みチラシの少なさもびっくりで、たまに1枚しか入っていません。

ただし、人がいない分だけ自然にはあふれていまして、空気や水が綺麗なところにしか生息していない虫や生き物がいたるところで見られたりします。星も綺麗です。不便ですが、静かに暮らすには良いところかもしれません。それから、高知地裁須崎支部は、合議が無く、填補の地裁裁判官と簡裁裁判官が1人ずついるだけで、法律事務所が管内に2つしかないのと、事件数が少ないのとで、本当に平和です。また、法テラス須崎をはじめ、高知県弁護士会にも協力的な方が多いので、そのあたりは非常に助かりました。いずれにしても、こういうところで開業したというのは良い経験になりました。やはり実際に住んで働いてみないと分からないものです。特に弁護士という職業だと、事件にしろ事務所の運営にしろ地域経済と密接にかかわることになるので、単に会社の転勤で住むよりも、地域の実情をより感じられるように思います。

後は、確固たる地盤を当地で築いて、とりあえず収支相償う経営状態にもっていければと思いますが、しばらくゆっくりしたいとは思っていたものの、こんなに静かな年末は人生で初めてかもしれません。あまり仕事もないので、事務局にはボーナスが出せない代わりに、年末年始の休暇は10日間付与しています。なお、ひまわりに興味のある方はご一報いただければ見学などは随時受け付けます。

以上

「すざきひまわり基金...」
ではなく
「すざき...」です！



開所パーティーでの河端武史弁護士



事務所の外観

岡山パブリックでのアルバイト経験を通じて学んだこと



修習生の新庄将彦さん

しんしょう まさひこ
新庄 将彦

1. はじめに

私は、この春(2008年3月)に岡山大学法科大学院を卒業し、11月末から、新62期の司法修習生となりました新庄将彦と申します。同年6月から、岡山パブリック法律事務所の本部で、アルバイトとして3カ月半の期間、働かせて頂き、大変貴重な経験をさせて頂きました。

2. 岡山パブリックでアルバイトをさせて頂くこととなった経緯

2008年の5月に新司法試験を受験し、受験直後から合格の手応えは感じていました。しかし、私は大学卒業後、ほとんど社会経験がないため、このまま世間知らずの状態です。弁護士となったのでは、将来、依頼者からのニーズに満足に答えることが出来ない、という不安を感じていました。そのとき、ロースクールにおける実務科目の授業で、岡山パブリックの所長である水谷先生が「よかったらパブリックにアルバイトに来なさい」とお誘いして下さっていたことを思い出し、パブリックで少しでも社会経験を積ませたいと思い、応募したところ、短期間ですが働かせて頂けることになりました。

3. 岡山パブリックでの仕事の内容およびそこで学んだこと

(1) 電話対応

ただ、何の実務経験もない私が、果たして3カ月半という短期間で、法律事務所のお役に立てるような仕事出来るのだろうか、という不安はありました。

案の定、その不安は現実のものになりました。先生方も事務局の方達も、みなさん大変お忙しくされておられ、説明を受けなければ何も出来ない私には、アルバイト1日目は、ほとんど仕事は頂けませんでした。私は「このままでは給料泥棒になってしまう。なんとかして仕事を確保しなければ」と焦り、事務局の方達にお願いして、利息引き直し計算の入力の仕事を分けて貰う等しつつ、岡山パブリック本部で一日中鳴り続ける電話に着目しました。

岡山パブリック本部では、1日200件以上の電話が鳴り続け、事務局の方達も電話の対応にかなりの時間を取られているように感じましたので、「よし、私が電話の対応にあたれば、お役に立てそうだ」と思い、パソコン上の設定等の環境を整えて頂いた4日目からは、ひたすら電話を取り続けました。毎日、80~100件くらいの電話の対応・取り次ぎをしていました。

これらの電話の対応では、非常に多くのことを学ぶことが出来ました。かけてこられる電話の相手は、依頼者・相談者・債権者・裁判所・弁護士が主でしたが、依頼者・法律相談の問い合わせの電話対応では、社会における市民の弁護士に対する法的ニーズがどのようなものであるのか、その切迫度合いはどの程度であるのか等について、表面的にはありませんが、感じ取ることが出来ました。

また、裁判所からの電話対応では、訴額の計算や予納郵券の額といった手続的な事柄については、正確に教えていただくことができ、「実務に入ってから、分からないことを全て自分一人で解決しなくてはならないという訳ではないんだな」と、少し安心しました。また、あるとき、裁判所からの指示連絡(たしか、ある債権を財団債権として扱うべきか否か、といった内容だったと記憶しています)について、法的根拠をご教授願ったところ、その裁判官の方は、即座に破産法の条文を挙げて法的根拠を示して下さい、さすが法適用のプロだな、と敬服しました。

昨年(2008年)の3月に岡山大学法科大学院を卒業した新庄将彦さんと西尾史恵さんに、修習開始までの空き時間を利用して、当事務所でアルバイトをしていただきました。

新庄さんは本部で、西尾さんは岡山大学内支所で強力なサポートをいただきました！今回は新庄さんに感想を兼ねて報告をいただきましたので、ここでご紹介させていただきます！

(2) 起案の作成

仕事を始めて1カ月程経った頃から、徐々に事務局の方達や事務所の先生方から、私がお願いしなくても、仕事を頂けるようになりました。その中には、訴状・反訴状・控訴状・控訴理由書といった起案の作成の仕事もありました。

これらの起案の作成では、これまでの受験勉強で学んだ知識・理解(特に民法や会社法等)を、そのまま活かすことができ、「普段の勉強は、実務でもそのまま活かせるものだったのか」と驚きました。私は恥ずかしながら、受験時代は、そこで学ぶ法理論は実務とはまた別であって、将来法曹となった際にはあまり役に立たないのではないかと、という大きな誤解をしていました。ですから、もしも、もっと早い段階で、今回の岡山パブリックでのアルバイトのような経験をさせて頂いていたとしたら、普段の受験勉強において基本書を読む際にも、意欲が違っていたんだろうな、と思います。岡山パブリックで起案をさせて頂くようになってからは、基本書を読むときも、真剣に、かつ楽しいものとなりました。

ただ、事務所の先生方であれば1通あたり30分～3時間程度で仕上がると思われるような起案に、私はそれぞれ3時間～15時間くらいも費やしてようやく仕上がるという始末でした。また、拝見させて頂いた記録の中には、もしも私がその事件を担当していたとしたら、「この事実を立証するには、どのように証拠を集めたらいいんだろうか」と途方に暮れてしまうだろうな、というケースもあり、私が一人前の弁護士になるためには、かなりのいばらの道を進まないといけないんだな、と実務の厳しさも感じました。

一方で、一審で敗訴した事件についての控訴理由書を起案させて頂いたことがあるのですが、私は、内心「この事件は勝てるのではないかと感じており、事務所の先生からも起案の出来を誉めて頂いたので、控訴審での結果を楽しみにしています。もしも、期待通り逆転勝訴となれば、とても嬉しいですし、自信にもなりそうです。もちろん、起案は事務所の先生にご確認頂いて、御指導・御助言を得た上で作成したものではありますが。

4. 最後に

実務を全く知らない私が、岡山パブリック法律事務所でなんとかお手伝いすることが出来たのは、事務所の先生方や事務局の方達が、私に対して御指導・御助言を惜しみなく与えて下さったからです。給料泥棒とならずにすんだかどうかは自信がありませんが、仕事をしていく上では、職場の皆様からの信頼を得られるようになることが何よりも大事な事なんだな、と強く実感しました。

このように、即戦力でない私に、貴重なアルバイト経験をさせて下さった岡山パブリック法律事務所の皆様に、深く感謝しています。将来、この御恩返しが出来るとなると一人前の弁護士となれるよう、今後は、より一層精進したいと思います。

以上

ロースクール生のアルバイト感想記

みずたに けん
弁護士 水谷 賢

新庄君と西尾さん、控訴理由書や準備書面の起案をしていただきご苦労様でした。新司法試験合格者にどんな仕事ができるのか、期待半分、不安半分で初めて約3ヶ月間のアルバイトをしていただきました。

2人とも、外部からの電話受けは勿論のこと事務員がやることは全て体験していただき、さらに起案までというハードスケジュールをこなしていただきました。

未熟とはいえ、その未熟さが結構新鮮でした。例えば、証拠をきちっと読み、主張整理をして、なにが要件事実かどうかの質問を契機に、新鮮な視点で記録を読み返すことができたのは結構鮮烈な経験でした。

このアルバイト受け入れ経験は、岡山パブリック法律事務所にとっても大きな財産になったと思います。来年からも、アルバイトの受け入れをシステム化して、ロー教育と実務の架け橋という視点で、普遍化できないかと、この構想を都市型公設事務所全国交流集会にも問題提起をしているところ です。岡山の小さな経験を大事にしていきたいと思います。

特定非営利活動法人子どもシェルターモモ

かなじ やすし
事務局(社会福祉士) 金地 靖

現在の日本の社会には様々な問題に直面した子どもがいます。私たちがこれまでに会った子どもたちの中にも、虐待を受け、安心して暮らせる居場所を失った子ども、児童福祉施設を出て自立を目指したものの、困難にぶつかり、居場所を失った子ども、非行をし、身元を引き受けるおとながないために少年院に入らざるを得なかった子どもがいました。

このような子どもたちも、危険から逃れ、衣食住が保障され、安心してこれからのことを考えるための居場所と、おとなの適切な支援があれば、立ち直り、自立していくことができます。

こうした子どもたちのために、公的機関として児童相談所や児童福祉施設などがありますが、児童相談所の一時保護所だけでは子どもの受け入れに限界があり、児童福祉施設も直ぐに子どもを保護することが難しい場合があります。

私たちの住む岡山県には、子どもから緊急に助けを求める声が入っても、直ぐに引き受けることのできる子どものシェルターがありません。

また、行き場や、帰る場所がない子どもに、安心できる居場所と、社会で暮らしていくための知恵と経験を身につけていく場がありません。

2004年、東京弁護士会の弁護士有志が中心となり、医師、児童福祉施設職員等の参加を得て、東京都内に日本初の子どもシェルター「カリオン子どもの家」が設立され、さらに、自立援助ホーム「カリオンとびらの家」、「カリオンタヤけ荘」が設立しました。その後、横浜、名古屋にも子どものシェルターが設立されました。

私たちは、岡山県にも子どものシェルターと自立援助ホームを作りたいと考えました。私たちは、まずシェルターで子どもたちの安全を確保し、子どもの意思を確認しながら、司法、福祉、地域など、様々な分野で子どもに関わってきた人たちのネットワークを通じ、子どもたちが落ち着くことのできる居場所を探し、自立を支援します。

また、シェルターを必要とする子どもたちがいる限り、活動は継続しなければなりません。そのために、私たちは、多くの人たちの協力を得て、子どもの安全を確保するとともに、その自立を支援するため、特定非営利活動法人子どもシェルターモモを設立します。

現在、事業開始に向けて定期的に拡大理事会を開催しております。平成21年2月には、NPO法人の認証を受けて、法人の登記を行い具体的な手続きを開始する予定です。自立援助ホームの事業開始は、政令指定都市へ移行する岡山市の担当部局と協議することも必要となります。課題は

~~ブログより抜粋~~

どうして「モモ」?

名称は第2回準備会の席上で検討されました。子どもセンターは、他の団体が使用しているので却下。

子どもシェルター「桃太郎の桃」「岡山の桃」から「子どもシェルター桃」「子どもシェルターもも」という案が出てきました。

それよりも

「子どもシェルターモモ」のほうが良いのでは、ミハエル・エンデの「モモ」をイメージして。

このようにして、「モモ」に決定しました。

平成21年1月19日に
設立登記が完了しました。

山積していますが、青少年の問題に対応していくことが出来る受け皿の一つとして、新たな取り組みを開始します。

NPO 法人子どもシェルターモモのブログ <http://sheltermomo.blogspot.com/>

岡山パブリック法律事務所のホームページから上記ブログをぜひご覧ください！（リンクあります）

特定非営利活動法人おかやま入居支援センター

事務局(精神保健福祉士) みずさわ としえ
水澤 俊恵

『社会的入院』皆さんはこの言葉をご存知でしょうか。例を挙げると入院が長期に渡ったため帰る場所がなくなってしまい入院生活を余儀なくされる、という状況を指します。受け皿さえあれば退院できるのに、保証人がいて社会の理解と少しの支援があれば1人で生活できるのに そのような思いを抱えた高齢の方や障がいのある方をサポートすることを目的とし、この度『特定非営利活動法人おかやま入居支援センター』が設立されました。

役員は弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政書士、宅地建物取引主任者で、正会員として医師も参加しています。NPOの役割は 入居支援ネットワーク形成・維持支援 物件探し 入居保証 退去時対応ですが、ネットワークを形成する中で社会の不安を軽減し、偏見を解消するための啓発活動にも取り組んでいく予定です。そしてこのNPOの大きな特色は、支援が提供する側 提供される側だけの間で終わってしまうのではなく、当事者を中心にネットワーク(矢印)をあらゆる方向に広げ、社会巻き込み型で活動することにあります。

私が精神科病院でソーシャルワーカーをしていた頃も身よりのない方や家族関係が悪い方の退院援助をする際には保証人問題という壁にぶつかりました。家族の理解を得られることばかりではなく、時間がかかって本人が退院をあきらめてしまうようなときには自分の無力さを感じずにはいられませんでした。いい方法を見出だせないまま保証人問題は永遠の課題だと思っていた私の目の前で『おかやま入居支援センターを設立しようではないか』という声が上がったのですから、飛び付かない訳がありません。病院を離れた今、このような形で協力できることが有り難く、当時力になれなかった方たちへの償いの意味でもできる限りのことをしたいと思っています。

まだ立ち上がったばかりではありますが『誰もが安心して暮らせる地域づくりの一翼を担うこと』を目的に掲げたNPOらしく、活動の場を広げていくことを目指します。

おかやま入居支援センターのブログ <http://nyukyoshien.blogspot.com/>

岡山パブリック法律事務所のホームページから上記ブログをぜひご覧ください！（リンクあります）

遺族年金訴訟判決のご紹介

さっか ともし
弁護士 作花 知志

- 1 平成20年11月18日、岡山地方裁判所に提訴されていた遺族年金訴訟について判決が言い渡されました。この訴訟は、亡夫から暴力を受け、同居することができない状態にあり、亡夫から金銭的な援助を一切受けていなかった妻が、厚生年金保険法上の遺族年金を受給することができるか、という点が争点となった訴訟です。
- 2 厚生年金保険法上の遺族年金を受給するためには、法律上の「生計維持」という要件を満たす必要があります。訴訟の被告である国は、「生計維持」とは、国の通達に規定されている要件

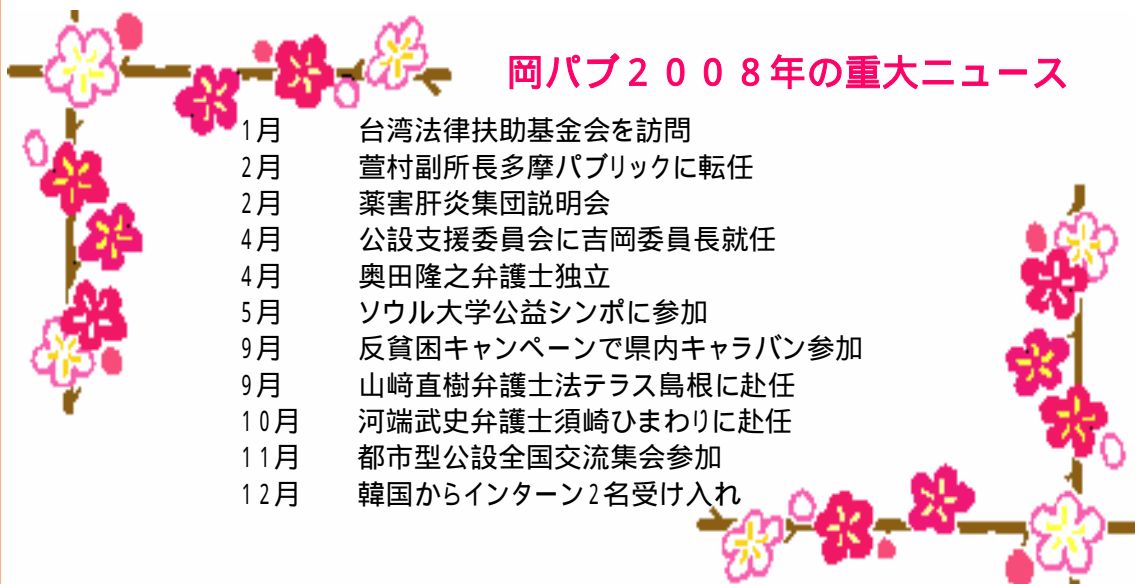
である、夫婦として同居しているか、別居している場合には、亡夫から妻に対して金銭的な援助がなされている場合のみを意味し、それらの要件を満たしていない本件事件では、妻と亡夫の間には「生計維持」の関係は認められない、と主張しました。

- 3 それに対して妻は、「生計維持」とは現実的な金銭の援助があった場合のみを意味せず、妻が亡夫に経済的に依存していたにもかかわらず、亡夫が悪意で妻に金銭的な援助を行わなかった場合も含む、と主張しました。
- 4 岡山地方裁判所は、判決において、「配偶者等の被保険者に対する扶養請求権の存在が裁判上確定されており、被保険者がその履行をしないことが明らかに著しく不当であるような場合においては、被保険者が配偶者等に現実に生活費を交付していなかったとしても、生計同一要件があると認定することを許容しているものと解するのが相当である。」と判示して、妻の遺族年金の受給を認めました。
- 5 今回の判決は、死亡した者から金銭面での援助が一切なされていなかったDV被害者につき、死亡した者との「生計維持」関係が認められたものであり、それはこれまでの「生計維持」概念そのものの転換をもたらす画期的なものです。

今回の判決は、さまざまな立法等はなされているものの、未だ十分な保護を受けられていないDV被害者の救済につながるものです。それと同時に、今回の訴訟の妻のように、DV被害者であったが故に遺族年金が受給できずにいる方々の早急な問題解決が求められていることを示すものです。

- 6 岡山パブリック法律事務所では、今回の判決を受け、全国のDV被害者が遺族年金を受給できるように、国に対して通達の変更などのさまざまな働きかけを行うことを予定しております。

岡山パブリック法律事務所では、その運動にご参加いただける方を現在募集しております。ご協力いただける場合には、岡山パブリック法律事務所(電話 086-231-1141, FAX 086-803-3677)弁護士作花までご連絡下さい。



岡パブ2008年の重大ニュース

1月	台湾法律扶助基金会を訪問
2月	萱村副所長多摩パブリックに転任
2月	薬害肝炎集団説明会
4月	公設支援委員会に吉岡委員長就任
4月	奥田隆之弁護士独立
5月	ソウル大学公益シンポに参加
9月	反貧困キャンペーンで県内キャラバン参加
9月	山崎直樹弁護士テラス島根に赴任
10月	河端武史弁護士須崎ひまわりに赴任
11月	都市型公設全国交流集会参加
12月	韓国からインターン2名受け入れ

第1回都市型公設事務所全国交流集会に参加して



よしおか こうすけ
公設事務所支援委員会委員長 **吉岡 康祐**

岡山パブリック法律事務所は、平成16年8月に設立されたが、その後、過払い請求ブームのお陰もあり、事務所の規模も売上も右肩上がり、非常に喜ばしい限りである。

吉岡康祐弁護士 昨年(2008年)11月に湯河原温泉で開催された、全国都市型公設事務所の協議会に参加してきたが、岡山パブリックは、規模においても売り上げにおいても、他の都市型公設事務所を圧倒していたことが確認された。これは、ひとえに水谷所長をはじめとする所属弁護士、職員の努力の賜物と感謝している。

さて、全国協議会ではさまざまな論点が協議されたが、最も頭を抱えているのが、後任の所長の問題と中堅弁護士の確保であった。新人弁護士については、ひまわり公設等の過疎地に赴任する希望のある修習生が比較的多くなっていることが影響して、都市型公設事務所で研修するため、就職希望の修習生も多く、したがって、新人弁護士を確保することにはそう困難はない。しかし、中堅弁護士、特に所長クラスの弁護士の確保となると至難の業となっている。

岡山においても、昨年夏に岡山他全国の弁護士会に公募をしたが、希望者はなく、水谷所長の後任ははまだ見つかっておらず、頭が痛い。この問題を解決するには、私自身は、各公設事務所がばらばらに活動するのではなく、全国の公設事務所の間で人的交流を活発に行い、人的移動を自由にするより道はないのではないかと考えている。

東京パブリックを本店にし、全国展開をしたらどうかと懇親会でしゃべったところ、榎本弁護士から、「なにも東京に本店を置く必然性はなく、岡山パブリックが本店になってもいいじゃないか」という言葉が返ってきた。

絵空事のように聞こえるかもしれないが、まったくもって突飛な発想ではない。将来、ひょっとしたら、岡山パブリックが全国の都市型公設事務所の本店となって、東京パブリック等を支店にしていることになっているかもしれない。その際は、是非とも榎本弁護士に所長になってもらいたいと願っている。

そんなことを考えながら湯河原温泉につかって、楽しい一日を過ごした次第である。



交流会風景



たくさんの方が集まりました！



分科会風景

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905

岡山県岡山市春日町5-6

岡山市勤労者福祉センター2階

電話 086-231-1141 FAX 086-803-3677

当事務所 Web サイト

URL <http://www.okayama-public-lo.jp/>

E-MAIL: info@okayama-public-lo.jp

津山支所

〒708-0862

岡山県津山市京町7-3-2

丹沢ビル2階

電話 0868-31-0035 FAX 0868-31-0036

岡山大学内支所

〒700-8530

岡山県岡山市津島中3-1-1

岡山大学文化科学系 総合研究棟1階

電話 086-898-1123 FAX 086-898-1124